

# 安城市自治基本条例について

## 安城市自治基本条例ができるまで

市民で条例素案  
を検討・提言

安城市自治  
基本条例を考える  
市民会議

- ・市民公募 24名
- ・市職員 11名

提言をもとに  
条例案を策定

安城市自治  
基本条例策定  
審議会

- ・委員 20名

議会へ上程

議会

平成21年10月1日公布  
⇒ 平成22年4月1日施行

# 自治基本条例とは？

## 「まちづくり」の基本的な事項やルール

まちづくりを進めるための基本的な考え方、市民・議会・行政がどんな役割を担い、どんな方法でまちづくりに取り組んでいくのかについて条例として明文化

3

# 条例制定の背景

## 1. 地方自治体の自主性、自立性の向上

地方分権の進展に伴い、地方自治体において、「自己決定・自己責任」の自治体運営が求められています。

## 2. 住民自治の推進

自治体の運営に広く市民が参加し、地域内の問題解決を行うためには、情報の共有や市民参加の制度など、住民自治を推進させる制度の整備が求められています。

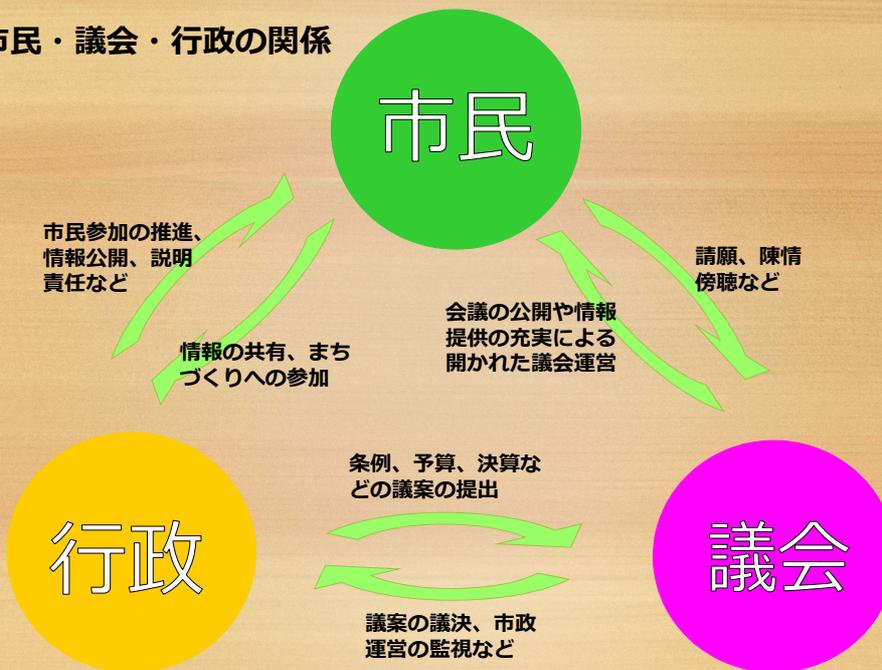
4

# 安城市自治基本条例の構成



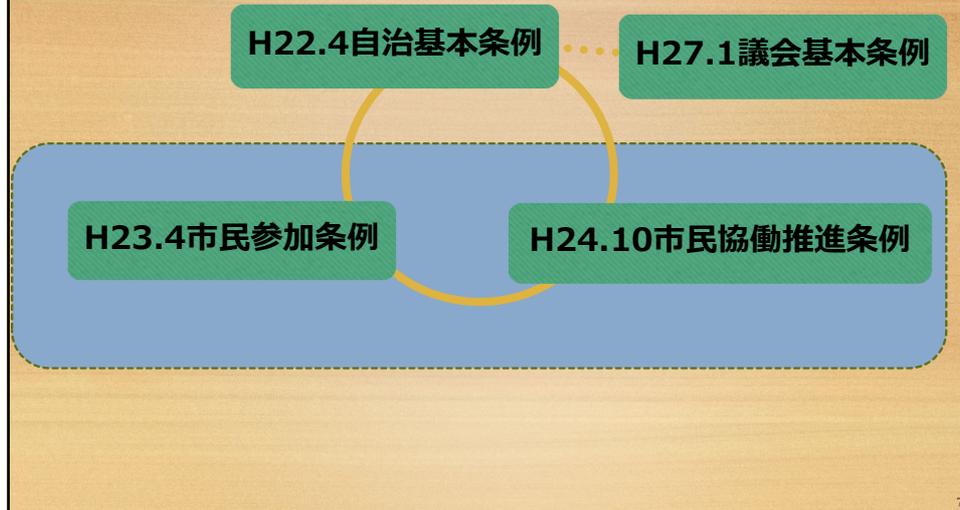
5

## 市民・議会・行政の関係



6

## 安城市のまちづくりに関する条例の相互関係



## 条例の検証について

### 第8章 条例の見直し

**第26条** 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します。



本年度、この安城市自治基本条例審議会で実施  
前回はH26に安城市自治基本条例検証会議で実施

